

## 《 資 料 3 》

### 地域支援事業の充実について

## 1 . 地域支援事業の見直し

平成 27 年度施行の介護保険法改正において、「地域包括ケアシステムの構築」が重点内容として示されており、新たな包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が新たに位置づけられました。

地域包括支援センターにおいても、これらの事業と十分に連携し、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステムを市と一体となつて構築していくことが重要となります。

### <地域支援事業の充実>

新しい包括的支援事業（新規 4 事業）

#### 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進します。

#### 認知症施策推進事業

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を推進します。

#### 地域ケア会議推進事業

法改正により、地域ケア会議が法第 115 条の 48 に位置づけられ、市町村は、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議の設置に努めること及び当該会議においては、高齢者への適切な支援及び支援体制に関する検討を行うことが規定されました。

#### 生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした地域における支援体制の充実・強化を図ることが重要となります。また、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待されています。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながります。

印の事業は平成 30 年 4 月には全ての市町で実施

## 2 . 地域包括支援センターの機能強化について

近年の高齢化の進行や、支援・見守りを必要とする高齢者の増加に伴い、地域の高齢者に対するきめ細かな支援体制の実現と地域で支えあう地域包括ケア体制の推進が求められています。行政と一体となって、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図るため、平成 27 年 4 月より新体制となります。

### 地域包括支援センターの増設

現行の 5 箇所から 12 個所に増設します。

### 地域包括支援センターの業務の拡充

これまで在宅介護支援センターが実施してきた「保健福祉サービスの調整」や「介護予防普及啓発事業」も業務として実施します。また、新たな包括的支援事業である「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業の全てと密接に関係することとなります。

### 地域包括支援センターの人員体制の確保

介護保険法施行規則に基づく人員配置を基本としつつ、新たな事業等に対応するため人員配置を拡充します。

### 運営法人の拡大

民間事業者の持つ専門的な知識やノウハウ等を活かしていくため、新たに 7 つの法人に運営を委託します。

各事業者の皆さんにも地域包括支援センターの体制強化についてご理解を頂き、地域全体の課題や目標を共有しながら相互に連携し協力体制を強固なものにしていければと思います。

生活圏域との整合性を踏まえて担当地域を整備しました。事業利用者の担当地区及び担当包括を確認いただくとともに、移行に伴う調整にご理解・ご協をお願いたします。

【平成 27 年 4 月からの下関市地域包括支援センターの設置状況は次頁のとおり】

センター名称 〔運営法人〕(設置場所・連絡先)	担当地区
下関市本庁東部地域包括支援センター 【市直営】 〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所内 電話 231-1943 / FAX231-1945	みもすそ川町、壇之浦町、本町、阿弥陀寺町、中之町、唐戸町、赤間町、宮田町、幸町、貴船町、棕野町、山の口町、上田中町、名池町、田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、西入江町、細江町、豊前田町、細江新町、丸山町、石神町、棕野上町、藤ヶ谷町、あるかぼーと、新棕野、卸新町、大字棕野、大字藤ヶ谷
下関市本庁西部地域包括支援センター 【医療法人 茜会】 〒750-0061 下関市上新地町三丁目5番5号 電話 250-8521 / FAX250-8561	春日町、関西町、関西本町、長崎本町、長崎新町、長崎中央町、笹山町、上条町、長崎町1、桜山町、神田町、東神田町、西神田町、山手町、中央町、元町、向山町、東向山町、栄町、向洋町、羽山町、後田町、汐入町、金比羅町、大坪本町、藤附町、大平町、筋川町、西大坪町、南大坪町、筋ヶ浜町、上新地町、新地西町、新地町、今浦町、伊崎町、長門町、竹崎町、大和町、東大和町
下関市本庁北部地域包括支援センター 【医療法人社団 青寿会】 〒751-0833 下関市武久町二丁目2番13号 電話 255-1111 / FAX255-7717	幡生町、幡生本町、幡生宮の下町、生野町、宝町、三河町、大学町、山の田北町、山の田東町、山の田本町、山の田中央町、山の田南町、山の田西町、武久町、武久西原台
下関市彦島地域包括支援センター 【社会福祉法人 松美会】 〒750-0075 下関市彦島江の浦町一丁目5番2号 電話 266-6516 / FAX227-3112	彦島支所管内
下関市長府地域包括支援センター 【社会福祉法人 朋愛会】 〒752-0933 下関市長府松小田本町1番26号 電話 227-3151 / FAX248-3900	長府支所管内
下関市東部地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】 〒752-0916 下関市王司上町一丁目2番20号 電話 249-2015 / FAX248-2830	王司・清末・小月・王喜・吉田支所管内
下関市川中地域包括支援センター 【一般社団法人 下関市医師会】 〒751-0853 下関市川中豊町三丁目3番5号 電話 252-6223 / FAX252-2195	川中支所管内
下関市安岡・吉見地域包括支援センター 【社会福祉法人 松涛会】 〒759-6613 下関市富任町一丁目4番1-3号 電話 249-5015 / FAX249-6015	安岡・吉見支所管内
下関市勝山・内日地域包括支援センター 【社会福祉法人 暁会】 〒751-0885 下関市形山みどり町14番地の16 ディアグレイス 電話 227-2700 / FAX227-2701	勝山・内日支所管内
下関市菊川・豊田地域包括支援センター 【社会福祉法人 菊水会】 〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝172番地の2 電話 287-2870 / FAX287-2873	菊川・豊田総合支所管内
下関市豊浦地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】 〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚6895番地1 下関市役所豊浦総合支所内 電話 775-2941 / FAX775-2942	豊浦総合支所管内
下関市豊北地域包括支援センター 【社会福祉法人 下関市社会福祉協議会】 〒759-5511 下関市豊北町大字滝部3140番地1 下関市役所豊北総合支所内 電話 782-1904 / FAX782-1909	豊北総合支所管内

### 3. 地域ケア会議の推進について

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多様な関係者が協働し、介護支援専門員等の支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目指すものです。また、当該会議で共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながっていくものです。

#### □地域ケア個別会議

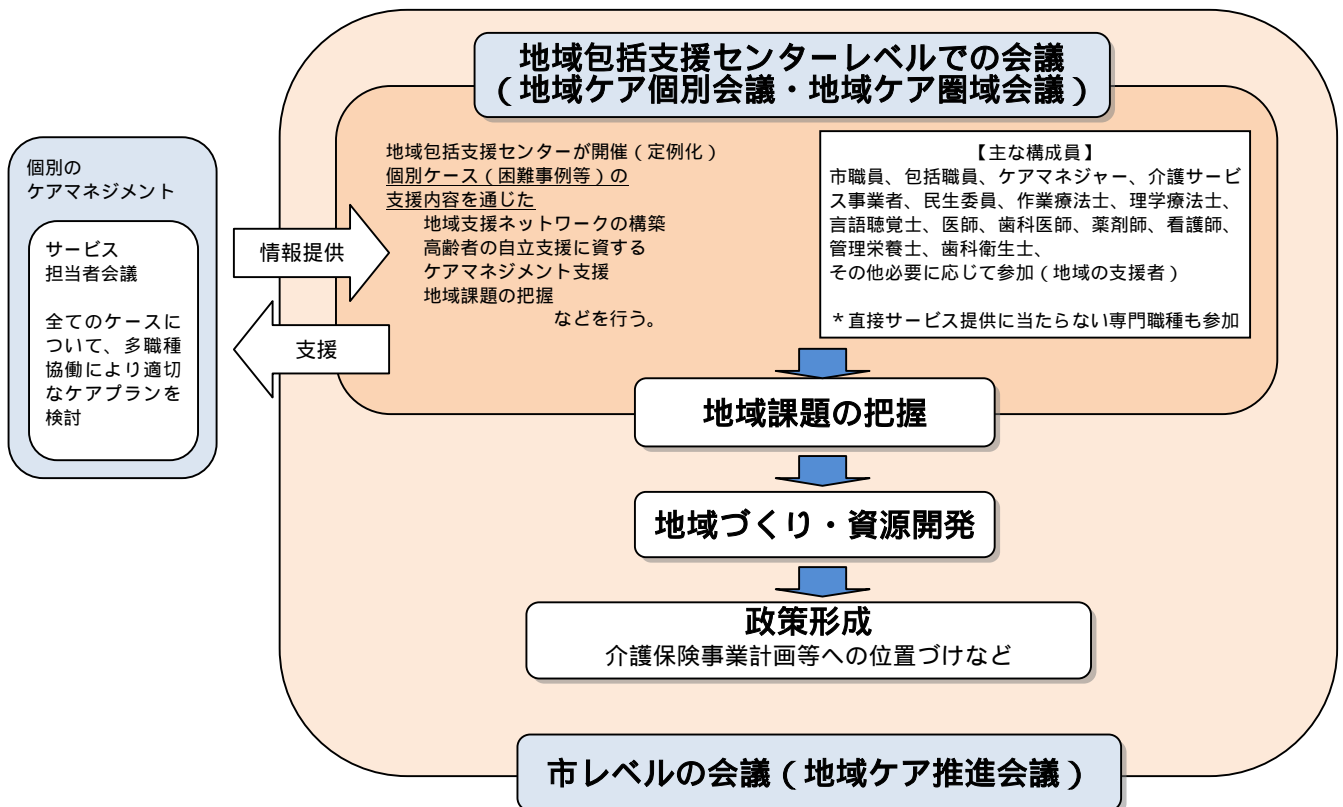
地域包括支援センターが主催し、地域において個別事例の検討を通じた介護支援専門員の高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、個別課題や社会資源の現状把握、地域の関係者のネットワークの構築を図ります。

#### □地域ケア圏域会議

地域包括支援センター等が主催し、関係者の連絡会議で、地域課題や社会資源の現状把握、支援体制の検討や地域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくり等を図ります。

#### □地域ケア推進会議

市が主催し、地域ケア圏域会議等で把握された地域づくりや社会資源の現状を共有することにより、地域包括ケアシステムの実現のための市の対策を協議、政策形成を図ります。



**地域ケア会議はだれが開催するのですか？**

地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市等が開催する会議です。市内12箇所に設置される地域包括支援センターが主催する地域ケア会議の定例化を予定しています。

**地域ケア会議には誰が参加するのですか？**

地域包括支援センターの職員のほか、会議の目的に応じ、行政職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師等）、民生委員、自治会（近隣住民）、近所の商店、社会福祉協議会、警察、消防、その他専門職 ... 地域づくりの一員となる関係者 等々

**地域ケア会議ではどのようなことを話し合うのですか？**

地域ケア会議には「個別ケースの検討をする地域ケア会議」と「地域課題の検討をする地域ケア会議」の2つがあります。

「個別ケースの検討をする地域ケア会議」では、介護支援専門員や関係機関が支援に困難を感じているケースや、自立に向けた支援が難しいケース、あるいは地域の課題だと考えられる問題を抱えるケースを取り上げて話し合います。ケースの状況を共有し、何が課題なのか、課題を解決するためにはどのような支援が必要なのか、誰がどのような役割をするのか等を話し合います。話し合いをすることで支援の質を高め、また関係者が顔を合わせて話し合うことでネットワークを構築し、地域の関係機関の連携を高めます。

「地域課題の検討をする地域ケア会議」では、個別ケースの背景にある共通の課題を見つけ出し、関連する課題や地域の現状等を総合的に判断して、解決すべき地域課題を明らかにし、解決策を話し合います。話し合った解決策が新たな資源づくりや政策につながっていくこともあります。

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備を行うための有効な手段のひとつとされています。